

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類		簡易点検	
事務事業名		精神障害者保健福祉手帳交付事業		A 一般事務事業	
担当部署名		健康福祉 局 健康 部 精神保健 課		シート番号	
				11-207	
				評価責任者(課長名)	
				柴田	

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	平成 18 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等 (法令、条例、規則、要綱等)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	平成18年4月に政令指定都市へ移行したことに伴い、大阪府より精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務が移譲され、現在に至る。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体 (誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 () <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象 (誰を、何を対象としているのか)	精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活での制約がある方			
	8	事業の目的 (どのような状況にしたいのか)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により提供される各種のサービスを利用することで、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とする。			
	9	事業内容 (スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けようとする方の申請に基づき審査(継続申請時の診断書の提出は2年に1回)、承認したうえで精神障害者保健福祉手帳を交付する。また、精神障害のために障害年金や特別障害者給付金を受給している場合はその事実をもって精神障害者保健福祉手帳を交付する。			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ()				

Ⅲ. 投入量

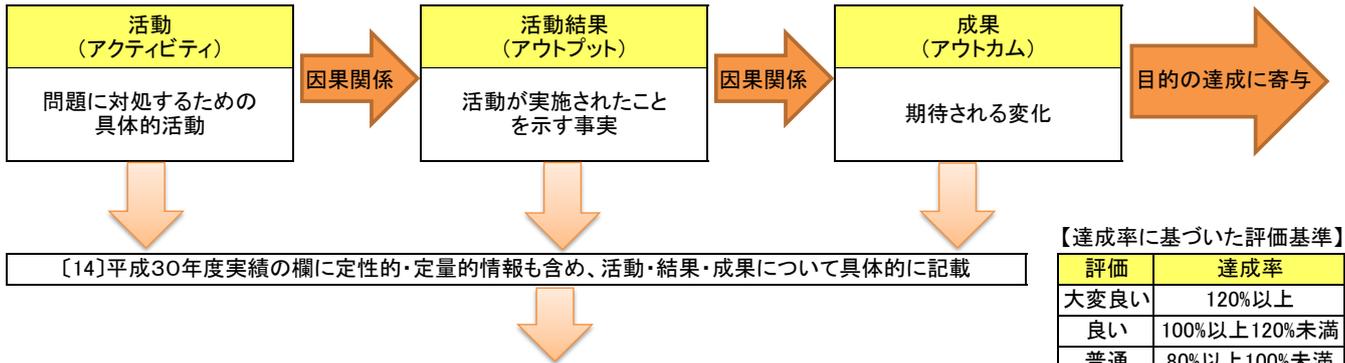
項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	4,107	4,284	4,775	4,646	
	主な事業費内訳	短期臨時職員賃金	千円	1,719	1,684	1,807	2,135
		診断書料扶助	千円	1,079	1,173	1,563	1,079
		郵送料	千円	731	813	846	813
		申請書等印刷製本費	千円	559	600	540	600
		国・府支出金	千円				
	財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他()	千円				
		一般財源	千円	4,107	4,284	4,775	4,646
	12 人件費 (b)	千円	5,250	5,670	5,670	5,605	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	9,357	9,954	10,445	10,251		

令和元年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳交付事業	シート番号	11-207
-------	-----------------	-------	--------

Ⅳ. 評価(測定・分析)》

ロジックモデルの考え方



【達成率に基づいた評価基準】

評価	達成率
大変良い	120%以上
良い	100%以上120%未満
普通	80%以上100%未満
少し悪い	60%以上80%未満
悪い	60%未満

事業の活動内容や成果

平成30年度実績								
活動実績と成果	<p>14 平成30年度は1,325件の新規申請があり、更新、その他の申請等を含めると5,994件で、毎年度申請等件数は増加している。また、年度末時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数も同様に増加しており、平成30年度末時点で9,290人となっている。 手帳交付には審査が必要となり、手帳発行までは一定期間を要するが、速やかな発行をめざし、各区申請窓口からの迅速な送達、審査の実施、発行手続き等の事務処理の流れを整理、効率化を図り、平成30年度は申請受理から精神障害者保健福祉手帳発行までの日数が32日と、前年度より短縮できた。 手帳の交付を受けた方は、税制上の優遇措置や公的施設の施設使用料等の減免を受けることができることから、どのようなことに利用できるか等を掲載したリーフレットを毎年度作成しており、平成30年度も関係機関等に照会をかけて更新し、各区保健センター(美原区は地域福祉課)や市政情報コーナーに配架し、周知を行った。</p>							
	15	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	精神障害者保健福祉手帳関係申請等受理件数		件	目標値	—	—	—	—
			実績値	5,189	5,514	5,994	—	
			達成率	—	—	—	—	
			評価	—	—	—	—	
	算出方法・設定根拠など		新規、更新(2年毎)及び等級変更等申請受理件数					
	16	指標名	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	申請受理から精神障害者保健福祉手帳発行までの日数		日	目標値	30	30	30	30
			実績値	35	34	32	—	
			達成率	86%	88%	94%	—	
			評価	普通	普通	普通	—	
	算出方法・設定根拠など		各年度の申請受理から精神障害者保健福祉手帳発行までの平均日数					

業績の分析

17	<p style="text-align: center;">目標を達成できた、または達成できなかった要因についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しており、その申請等の件数も増えていることから、少なからず、手帳発行までの日数にも影響が及んでいると考えられるが、その中で、迅速な発行を意識し、事務処理の効率化を図ったことで発行日数の短縮につながっていると考える。但し、目標の30日以内を達成できていないことから、引き続き発行迅速化に向けた対応を検討、実践していく。</p>
----	---

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 事業の有効性は高いですか。低いですか。